

## 社会福祉法人 富士吉田市社会福祉事業団 行動計画 (第3回)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年9月1日～令和8年3月31日まで

2. 内容

目標1：職業生活と家庭生活の両立のための措置

< 対策 >

全ての職員にとって働きやすい職場環境を積極的に整備する  
心身のリフレッシュを目的として、連続での年次有給休暇取得を奨励する

目標2：次世代育成の支援機会の提供を行う

< 対策 >

大学などへインターンシップ機会の提供  
地域の専門学生・高校生・中学生などに対し、実習や就業体験を積極的に受け入れ